

山梨県公報

第二千六百三三号

平成二十八年

五月十二日

木曜日

目次

告示

包括外部監査契約の締結……………四二五
 道路の区域変更(二件)……………四二五
 道路の供用開始……………四二六

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………四二六
 一般競争入札について……………四二六
 山梨県登録販売者試験の実施……………四二七
 使用料の徴収事務の委託……………四二八
 換地処分の実施……………四二八
 その他……………四二八
 あつせん員候補者の告示……………四二八

告示

山梨県告示第七十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十八年五月十二日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十八年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 三神治彦
住所 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番二十 一三〇二号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後の一括払い及び必要に依じて行う前金払い

山梨県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年六月二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月十二日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先から 笛吹市石和町井戸字豊岡笛吹川右岸堤防敷地先まで	二・〇	二・〇	四・二	一三五・〇
	二・〇	四・二		

山梨県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年六月二日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年五月十二日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
都留市井倉字馬場五二六番一地从先から 都留市井倉字馬場六九四番一地从先まで		旧	五・六 八・七	一〇〇・五
新	六・六 一〇・〇		一一〇・五	

山梨県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月上野原線	上野原市桑久保字金子四三三番地先から 上野原市桑久保字金子四三六番地先まで	一一七・〇	平成二十八年五月十二日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年四月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人エイトクラウド
 - 2 代表者の氏名 石井 勲
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市丸の内二丁目十二番十五号甲和ビル一階
 - 4 定款に記載された目的

この法人は知的障害者を対象として、菓子製造等を各工程ごとに細分化し、障害者各々の能力に適した作業内容を提供する。また、指導により能力アップ並びにスキルアップにつなげることににより障害者の個々のレベル向上に寄与することを目的としている。
- 三 縦覧期間 平成二十八年五月二日から同年七月一日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年五月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 統合サーバー機器等
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間 平成二十八年九月一日から平成三十一年十二月三十一日まで
 - 4 設置場所 知事が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県総務部情報政策課
- 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

- 2 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十六条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
- 4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 平成二十八年五月十三日（金）から同月二十四日（火）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。
郵便番号四〇〇 八五〇 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部情報政策課

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 平成二十八年五月十三日（金）から同月二十四日（火）まで（県の休日を除く。）、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
- 2 入札説明書の交付方法 平成二十八年五月十三日（金）から同月二十四日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十八年六月九日（木）午前十一時
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム
- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二百一十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
 - 2 入札保証金 入札保証金は免除する。
 - 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、山梨県財務規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 違約金の有無 有
 - 5 前払金の有無 無
 - 6 その他
 - (一) 詳細は、入札説明書による。
 - (二) 問い合わせ先 山梨県総務部情報政策課（電話〇五五 二二三 一四一七）
- Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured:
Integration server 1 unit
 - 2 Date and time for tender:
11:00AM June 9, 2016
 - 3 Bureau in charge:
Information Policy Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。
平成二十八年五月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 試験日
平成二十八年九月十四日(水)

二 試験場所
甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス(受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。)

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格
学歴、年齢及び性別を問わない。

五 受験手続

- 1 提出書類
 - (一) 受験願書(県内に在住する受験者にあつては正本副本各一通、県外に在住する受験者にあつては正本一通とする。)
 - (二) 写真(提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。)
- 2 受験手数料
一万四千元(受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)
受験手数料は、出願を取下げ、又は受験しなかつた場合でも還付しない。
- 3 受験願書の受付期間及び提出先
- 4 受付期間
平成二十八年六月十三日(月)から同年六月二十四日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。
- 5 提出先
県内に在住する受験者にあつては、各保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生業務課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に、本人

又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

- 1 合格者の発表
平成二十八年十月十四日(金)午前十時に山梨県防災新館東側及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。
- 2 合格通知書の送付
合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。
- 3 その他
詳細については、山梨県福祉保健部衛生業務課(電話〇五五 二二三 一四九一)に問い合わせること。

● 使用料の徴収事務の委託
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。
平成二十八年五月十二日
山梨県知事 後 藤 齋

- 一 委託の相手方
甲府市飯田二丁目二番三号 公益財団法人山梨県国際交流協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立国際交流センターの使用料
- 三 委託の期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

● 換地処分の実施
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(八代地区竹居二工区)の換地処分を平成二十八年四月二十八日実施した。
平成二十八年五月十二日
山梨県知事 後 藤 齋

その他

山梨県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十八年五月十二日

山梨県労働委員会
会長 田中正志

氏名	経歴	委嘱年月日
田中 正志	弁護士 第二十七期山梨県労働委員会公益委員 第二十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長代理 第四十一期山梨県労働委員会会長	平成十九年七月五日
小野 正毅	弁護士 第四十一期山梨県労働委員会会長代理	平成二十七年七月二日
加藤 里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会公益委員	平成十七年七月十一日
勝俣 高明	公認会計士 第三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日
齋藤 雅代	山梨学院大学准教授 第四十一期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
中澤 晴親	連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田 清	東京電力労働組合山梨地区本部執行委員長 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
齊藤 伊人	TDK労働組合甲府支部支部長 第四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日

永井 幸子	U Aゼンゼン山梨県支部支部長 第四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
萩原 雄二	連合山梨事務局長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
小池 基次	山梨県経営者協会専務理事 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小林 隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
田中 好輔	甲斐日産自動車株式会社代表取締役会長 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
細田 幸次	都留信用組合理事長 第四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十七年七月二日
松橋 勝美	塩山舗装株式会社代表取締役社長 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小林 明	山梨県労働委員会事務局長	平成二十八年四月二十七日
小林 善太	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十七年四月二十二日
入倉 俊郎	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十八年四月二十七日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番